

見学説明文

25.10.11更新

■ 導入

皆さんお座りになられたようですので、お話を始めます。まず、この建物についてお話をします。

1 最高裁庁舎について

■ 庁舎の建設の経緯

この最高裁判所の建物が建てられたのは、昭和49年（1974年）です。建て始めてから完成するまでに、2年10か月かかりました。

最高裁判所は、昭和22年（1947年）5月3日、日本国憲法の施行とともに誕生しましたが、当時は戦後の混乱期で、すぐに新しい庁舎を建設することができませんでした。それで、この建物が建つまでは、千代田区霞が関にあった旧大審院の建物（現在の東京高等簡裁の建物の敷地に建っていたもの）を利用していました。

この建物を設計したのは、岡田新一さんを代表とする設計グループです。最高裁判所庁舎の建設は国家的事業として、公開設計競技（設計コンペ）が行われました。公募の結果、応募された217点の中から選ばれたのが、岡田さんたちの作品です。最高裁判所の品位と重厚さをよく表現しているということなどから選ばされました。

■ 庁舎の特徴

最高裁判所庁舎の特徴は、外壁に石を使用していることです。使われている石は、茨城県稲田産の花崗岩です。設計した岡田さんは、「品位と重厚」を表現するのに最もふさわしいと考えてこの白い岩肌の花崗岩を使用したそうです。この石は、建物のいろいろな所で使用されていますが、最高裁の建物全体で使用されている花崗岩の量は、枚数にして約10万枚、重さにして約1万トンに達します。

なお、最高裁判所の敷地面積は、約3万7,000平方メートル（東京ドームのグラウンドに換算すると2.8個分）で、庁舎は、地上5階、地下2階建てです。

2 大法廷

■ 吹き抜け

大法廷は、日本の裁判所で最も大きな法廷で、床面積は約574平方メートルあります。この大法廷の一番の特徴は、円筒形の吹き抜けを天井の中心に置いて、自然の光が大法廷の中央にふんだんに差し込むようになっている

ことです。

この吹き抜けの直径は、約14メートルあります。吹き抜けを見上げると、ガラスの天井が見えますが、床から約23メートルあります。そして、吹き抜けは更に上に続いており、床から約41メートルの最上部にもガラスが張られています。その部分は、地上からの高さで約52メートル（ビルに換算すると13階相当）になります。この吹き抜け部分は、最高裁判所の建物で一番高い所になっています。

■ 壁

続いて壁を御覧ください。石でできています。この石は、外壁にも使用されている、茨城県稻田産の花崗岩です。石の壁は音が響きやすいので、石と石との間にわずかな隙間を設けて、この隙間に余分な音を閉じ込めてしまうようにしてあります。

■ 壁掛け

また、この大法廷には、前に2枚、後ろにも2枚、大きな壁掛けが掛けられています。前の2枚は太陽を、後ろの2枚は月を表現したものです。太陽と月という対照的なものを配置することによって、大法廷に空間的な広がりをもたせようとしたしました。前の太陽は「裁判の動きや活気」、後ろの月は「裁判の静けさや冷静さ」をそれぞれ表していると言われています。

この壁掛けは単なる装飾ということだけではなく、吸音効果も兼ね備えています。

■ いすの配置

続いて、大法廷の席について説明します。最高裁判所には15人の裁判官がいますが、この大法廷は、15人の裁判官全員で構成される法廷です。

なお、最高裁判所には、全部で4つの法廷があります。大法廷以外の3つは小法廷です。15人の裁判官は、普段は5人ずつ3つのグループに分かれ、それぞれ担当する小法廷で裁判を行います。そして、特に大きな事件については、ここ大法廷で裁判を行います。

前を御覧いただくと椅子が15脚並んでいます。ここが裁判官席です。法廷が開かれる時には、裁判官席の後ろの扉から15人の裁判官が一人ずつ入ってきます（扉を開ける。）。まず、最高裁判所長官が大法廷の裁判長として入廷し、中央の席に着席します。そして、次の裁判官は、傍聴席から向かって長官のすぐ左の席に、その次の裁判官は右の席にと、順に左右に分かれ、段々外側に広がるように着席していきます。長官以外の裁判官の着席する順序は、最高裁判所判事に任命された順になっています。

裁判官席の手前にあるのが裁判所書記官席で、法廷の両脇にあるのが裁判所事務官席です。書記官や事務官も裁判所の職員です。裁判所では、裁判官

以外にもたくさんの人たちが働いています。

また、裁判官席に向かって左右2列ずつある席が裁判関係者（当事者）の席です。

どんな人たちが座るのかは、裁判の種類によって違います。

【民事裁判・刑事裁判】

裁判は、大きく分けると2種類、民事裁判と刑事裁判に分かれます。民事裁判は、皆さんの間で起こった法律上の争いについて、裁判所の判断で解決する手続です。

刑事裁判は、ある犯罪の犯人だと疑われている人が、本当に犯人なのか、犯人だとしたらどのような刑罰にするかを決める手続です。

民事裁判では、訴えた側と訴えられた側に分かれて着席します。

刑事裁判の場合には、正面に向かって右側に検察官が、左側に弁護人が着席します。

そして皆様にお座りいただいている席は、傍聴席で、全部で166席あります。また、傍聴席の両側には、記者席が42席あります。

最高裁判所の法廷の特徴としては、証言台や被告人席がないことが挙げられます。なぜ、ないかというと、最高裁判所は、高等裁判所がした判決などの法律解釈が正しかったかどうかを見るのが主な仕事で、あらためて証人や被告人から話を聞くことはしないからです。

【三審制】

いまのお話は、最高裁判所の役割、三審制とも関係してくるので、三審制についてもお話をしましょう。

三審制とは、同じことがらについて、3回まで裁判が行われる制度のことです。例えば、地方裁判所の裁判に納得がいかないときには高等裁判所、その裁判にも納得がいかないときには最高裁判所といった具合に、種類の違う裁判所が3回まで裁判を行います。

そして、最高裁判所は、この3回目の裁判を行う裁判所です。全国の裁判所の裁判について、最終的な判断をします。

■ 事件数

さて、裁判所が受け付ける一つ一つの申し立てのことを「事件」と呼びますが、では、最高裁判所が扱う事件の数は、どのくらいあると思いますか。最高裁判所では年間約1万2000件余りの事件が受け付けられています。

それらの事件は、まず、3つある小法廷に順番に配られて担当が決まります。そして、ほとんどの事件は、担当の小法廷で裁判がされて終わりになりますが、いくつかの事件は、小法廷から大法廷に回され、大法廷で裁判されることがあります。

大法廷に回されるのは、①憲法問題について新しく判断をする必要のある事件②以前最高裁が出した判例を変更する必要のある事件③最終的に違憲判決をする必要のある事件などです。15人の裁判官でより慎重な判断がされることになっています。ただ、実際にこの大法廷が使用される事件はそれ程多くはなく、法廷が開かれるのは、年に数回程度です。しかし、使われる回数は少ないものの、憲法にかかわる重要な事件がこの大法廷で扱われています。

また、大法廷が開かれないときは裁判官は何をしているのかという疑問を持つ方もいるかもしれません、ほぼ毎週開廷する小法廷に立ち会ったり、それぞれの事件について事件の記録を読み込んだり、判決や決定について話し合ったりということを行っています。

■ 最近の事件

別添の大法廷使用一覧を参考ください。

■ おわりに

これで見学を終わりにします。

(時間が余ったときの説明：大ホールにて)

■ 大ホール

大ホールは、幅が18メートル、奥行きが49.5メートルあり、床面積は890平方メートルあります。半円形のアーチを描いた天井までの高さは、両側のせりあがった部分まで約28メートルあります。

■ 定礎石

これは、建物の定礎石で、この下には、当時の村上朝一（むらかみ・ともかず）長官の定礎の辞が刻み込まれたブロンズの銘板と和紙に書かれた「最高裁判所庁舎新嘗の記録」が、鉛の箱（40×40×6cm）に納めて埋め込まれています。

定礎石に刻まれた「1974」の数字は、この最高裁判所が建てられた1974年を意味しています。

なお、この横の線の延長線上の一方は国立国会図書館、国会議事堂の中心へ、もう一方は国立劇場の中心へと続いています。

■ ブロンズ像

この大ホールには2体のブロンズ像がありますが、これは、圓鍔勝三（えんつば・かつぞう）さんの制作した「正義」像です。ギリシャ神話に出てくる法の女神、テミスをイメージして作られた作品です。左手の天秤は、公平、平等を表し、右手の剣は、公平な裁判によって正義を実現するという強い意

思、力を表していると言われています。最高裁判所のテミス像は顔に目隠しをしていないのが特徴です。

「正義」像と向かい合って、この「椿咲く丘」という、富永直樹（とみなが・なおき）（日本芸術院会員）さんの作品が置かれています。椿の花が咲いている丘のベンチに男の子と女の子が仲良く座っていて、そこに鳩が集まっている風景ですが、この像は、平和をイメージしています。公平な裁判によって正義を実現し、世の中のもめ事をなくし、皆が仲良く平和に暮らせるようになれば、という願いが込められています。

【大法廷での説明事項】

1 大法廷の作り

○広さ 574 m² (約174坪)

天井の高さ 8m

○吹き抜け (日本で吹き抜けのある法廷は大法廷だけ)

円の直径 14m (アルミ材)

高さ 中間部のガラス天井まで 23m

最上部のガラス天井まで 41m (地上から 52m)

○壁 茨城県稻田産の花崗岩・・石と石の間に吸音のための隙間がある。

○タペストリー 京都の西陣織・川島織物製作 (現在は(株)川島織物セルコン)

前が太陽 (動き・活気), 後ろが月 (落ち着き・静けさ)

空間的な広がりを持たせるために選ばれたモチーフ

制作者は川島織物ではなく(株)龍村美術織物

2 法廷にある席

○裁判官席 (15席) 裁判長 (長官) 席を中心に, 左右に広がる形で任命順に着席する。

○裁判所書記官席 (2席) 裁判の手続などを記録する。

○裁判所事務官席 (2席) 法廷での審理をスムーズに行うために, 裁判が始まる前の準備や書類の受け渡しの手伝いなどをする。

○当事者席 (各10席) 刑事裁判では, 右が検察官席, 左が弁護人席。
民事裁判では, 左が上告人席, 右が被上告人席。

○傍聴席 (166席) 裁判は公開が原則で, 年齢制限などなく誰でも自由に傍聴できる。ただし, 立ち見はできないので, 希望者が席の数を超えるときは抽選になる。

○記者席 (42席) 新聞記者・テレビ局の記者の席。取材でメモを取ることが多いため, テーブルとライトがついている。

3 扱っている事件

○最高裁の新受件数 約1万2000件

○大法廷での審理件数 年平均で2～3件

小法廷（裁判官5人）でまず審理し、ほとんど事件が小法廷での判断で終わっている。特に重大なものだけが大法廷で審理される。

○大法廷の開廷数 年平均で3～4回

【大法廷待ちの時間つぶし】

大ホール

○広さ 890m² (約270坪) 幅18m×長さ49.5m

○高さ 17～28m, 大法廷前の最上部43m

○定礎石 竣工年が刻まれている。

当時の最高裁長官の「定礎の辞」（ブロンズ銘板）、「最高裁判所
庁舎新嘗の記録」（和紙）が、鉛の箱に納められている。

豆知識→「定礎の辞」全文は以下のとおり（村上朝一長官作）

「最高裁判所庁舎を東京都千代田区隼町4番2号に新築するにあたり日本国における法の支配の確立と搖るぎなき國運を冀（希）求してここに永世不朽の礎を鎮定する」

○ブロンズ像 「正義」圓鍔勝三（広島県出身）作

ギリシャ神話の法の女神テミスがモデル

左手の天秤は「公平・平等」を、右手の剣は「公平な裁判の実現によって正義を実現するという強い意志・力」を表す。

「椿咲く丘」富永直樹（長崎県出身）作

愛と平和をイメージ。公平な裁判によって正義を実現して世の中のもめ事をなくし、皆が仲良く平和に暮らせるようにとの願いが込められている。